



県章

山形県公報

平成28年5月20日（金）

第2747号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）…625
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…626
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………（農政企画課）…同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………（同）…同
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…627
- 土地改良区の管理規程の認可……………（同）…同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………（同）…同
- 同……………（同）…628
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁建設総務課）…629
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（企業局）…630

正 誤

告 示

山形県告示第524号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

山形県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社山王フジックス	デイサービスセンター安心 鶴岡市山王町14番23号	介護予防通所介護	平成28. 4. 15
株式会社互恵	デイサービスママ家別館 鶴岡市中田字追分60番地	介護予防通所介護	同 4. 30

山形県告示第526号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.75%」を「年0.85%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年4月20日から適用する。
- 平成28年4月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第527号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.75パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年4月20日から適用する。
- 平成28年4月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
- 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
- 認可年月日
平成28年4月1日

山形県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
白川土地改良区
 - 2 事務所の所在地
長井市今泉552番地
 - 3 認可年月日
平成28年4月5日
-

山形県告示第530号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
 - 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
 - 3 管理規程の名称
宮下堰頭首工管理規程
幸灌渠堰頭首工管理規程
杭堰頭首工管理規程
上郷堰上下堰管理規程
 - 4 管理規程の概要
頭首工、堰の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるもの
 - 5 認可年月日
平成28年4月1日
-

山形県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
 - 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
 - 3 変更に係る管理規程の名称
羽山頭首工管理規程
 - 4 管理規程の変更の概要
取水内容及び点検及び整備に関する事項の見直し、緊急事態における措置に関する事項の追記を行ったもの
 - 5 認可年月日
平成28年4月1日
-

山形県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
 - 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
 - 3 変更に係る管理規程の名称
土会頭首工管理規程
 - 4 管理規程の変更の概要
取水量の測定方法及び点検及び整備に関する事項、緊急事態における措置に関する事項の見直しを行ったもの
 - 5 認可年月日
平成28年4月1日
-

山形県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
 - 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
 - 3 変更に係る管理規程の名称
誕生川頭首工管理規程
 - 4 管理規程の変更の概要
取水及びゲート操作に関する事項、点検及び整備に関する事項、緊急事態における措置に関する事項の見直しを行ったもの
 - 5 認可年月日
平成28年4月1日
-

山形県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
米沢平野土地改良区
 - 2 事務所の所在地
米沢市金池五丁目9番5号
 - 3 変更に係る管理規程の名称
桂堰頭首工管理規程
 - 4 管理規程の変更の概要
取水に関する事項、点検及び整備に関する事項の見直しを行ったもの
 - 5 認可年月日
平成28年4月1日
-

山形県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市薬師町二丁目616番5から
同 1903番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年5月20日

山形県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年5月20日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成28年5月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 温海川木野俣大岩川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市小国字川前9番12から 同 8番3まで	旧	28.2メートル } 5.3	メートル 306
鶴岡市小国字川前10番1から 同 8番3まで	新	29.0メートル } 9.9	同 上

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第13号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月20日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中	術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原 発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、HE R2が陰性のものに限る。）	1回につき	190円	を
	硬膜外自家血注入療法	1回につき	9,020円	

術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原 発性乳がん（エストロゲン受容体が陽性であって、HE R2が陰性のものに限る。）	1回につき	190円	に改める。
---	-------	------	-------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年 5月20日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 1,355,000キログラム
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企業局村山電気水道事務所総務課 西村山郡西川町大字吉川10番5
電話番号0237(74)3207
- 3 落札者を決定した日 平成28年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地
第一物産株式会社山形支店 山形市大字漆山字大段1811番6
- 5 落札金額 20,844円（1キログラムあたり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月県企業管理規程第12号）第2条において準用する山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年2月9日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成28. 4. 1	第2735号	453	16	法律第141号	法第141号
同	同	440	下から15	以下のとおり	以下のとおり

誤

見積者の住所		見積者の住所	㊟
--------	--	--------	---

正

見積者の住所		見積者氏名	㊟
--------	--	-------	---